産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成30年１月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 30 年 1 月 25 日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成

記

改正された日本工業規格

製菓機械の安全及び衛生に関する設計要求事項　B9652

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

公　告

諸　事　項

工場財団

千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目１番１Ｓ－204号**株式会社広域高速ネット二九六**の工場財団に千葉県印旛郡酒々井町本佐倉字南大堀416番地４通信技術センター、千葉県佐倉市鏑木町字諏訪尾余349番地２鏑木営業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 30 年 1 月 25 日

千葉地方法務局佐倉支局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ロック・パートナーズ・ジャパン株式会社
２．住所　東京都千代田区平河町１－５－15ビュレックス平河町（1004号）
３．代表者の氏名　代表取締役　北村　元哉
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2859号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年７月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 30 年 1 月 25 日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　シグマベイスキャピタル株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋茅場町２－９－８茅場町第２平和ビル３階
３．代表者の氏名　代表取締役　清水　正俊
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2736号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年７月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 30 年 1 月 25 日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　日神アセットマネジメント株式会社
２．住所　東京都新宿区新宿５－８－１
３．代表者の氏名　代表取締役　堤　　幸芳
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2980号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年７月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 30 年 1 月 25 日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社きのしたてるのぶ事務所
２．住所　東京都目黒区鷹番３－21－21－３Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　木下　晃伸
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2407号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年７月25日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 30 年 1 月 25 日

関東財務局長　浅野　僚也

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年 1 月 25 日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年12月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アコック　大隈　秀仁　神奈川県相模原市緑区橋本６－27－７　国土交通大臣許可（特－24）第14058号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年11月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年 1 月 25 日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年12月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　花木工業株式会社　海内　栄一　東京都台東区台東４－20－５　国土交通大臣許可（特－24）第17581号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年11月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年 1 月 25 日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年12月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東洋ゴム化工品株式会社　木村　敏也　東京都新宿区天神町10　国土交通大臣許可（般－26）第14164号